

エンコードサービス個別規程

第 1 条 (規程の適用)

当社は、エンコードサービス個別規程（以下「本規程」という）を定め、これにより エンコードサービス及びダビングサービス、映像簡易編集サービスを提供します。

2 本規程にて定める規程が『J ストリームサービス基本規約（以下「基本規約」という）』と異なる内容を定める場合は本規程を優先するものとします。また、本サービスの利用のために個別に作成された合意書面（注文書を含みます）が本規程と異なる事項を定める場合は、合意書面を優先するものとします。

3 本規程に定められていない条件及び用語は、基本規約に定めたものを適用するものとします。

第 2 条 (お客様の責任)

お客様は、エンコードサービスの利用にあたっては、当社エンコード及びダビングサービス、映像簡易編集サービス仕様に基づいて作業が行われることを承諾するものとします。

2 お客様より入稿された素材に関する一切の責任は、お客様が負うものとします。

第 3 条 (検収)

お客様は、当社による成果物の引き渡し後、成果物の検査を行い、3 日以内に当社に検収完了通知を行うものとします。成果物の引き渡し後 3 日以内にお客様からのお客様の権限のある署名又は記名押印のある書面による通知がない場合、お客様の検収は完了したものとみなします。

第 4 条 (当社の責任)

当社は、エンコードサービス及びダビングサービス、映像簡易編集サービスの利用によって生じたいかなる損害に対する責任を負わないものとします。

2 当社は、エンコード時に生じる中間生成物については、引き渡し義務を負いません。

3 納品した成果物及び中間生成物、お客様からご入稿された素材等については、成果物納品後の当社での保管は致しません。

改訂履歴

| 作成・改訂 | 改訂箇所 |
|-----------------|------|
| 平成 26 年 8 月 6 日 | 初版 |